

ロープ高所作業墜落防止を法令化。特別教育が義務化されました。

ロープ高所作業 特別教育の ご案内

ロープ高所作業とは…

高さが2メートル以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところにおいて、昇降器具を用いて、労働者が当該昇降器具により身体を保持しつつ行う作業。
※40度未満の斜面における作業を除く。 (安衛則第539条の2より)

その危険防止を図るため、労働安全衛生規則が一部改正され、

平成28年7月1日からロープ高所作業特別教育が義務付けられました。

(労働安全衛生規則 第36条40号)

※昇降器具:労働者自らの操作により上昇し、又は降下するための器具であって、作業箇所の上方にある支持物にロープを緊結してつり下げ、当該ロープに身体保持器具を取り付けたもの。

※身体保持器具:労働者の身体を保持するための器具。



より安全性を高めるため、実務経験のある方にも必要な教育となります。
かけがえのない命と身体。労働災害を防ぐためにもお早めの受講をお勧めします。

学科教育		内容		実技教育	
1	ロープ高所作業に関する知識	ロープ高所作業の方法	1時間	ロープ高所作業の方法、墜落による労働災害防止のための措置並びに安全帯と保護帽の取扱い	2時間
2	メインロープ等に関する知識	<ul style="list-style-type: none"> メインロープ等の種類、構造、強度、取扱い方法 メインロープ等の点検と整備の方法 	1時間		
3	労働災害の防止に関する知識	<ul style="list-style-type: none"> 墜落による労働災害の防止のための措置 安全帯、保護帽の使用方法和保守点検の方法 	1時間	メインロープ等の点検	1時間
4	関係法令	法、令、安衛則内の関係条項	1時間		